

(平成24年6月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から55年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、主人の保険料と一緒に、初めはA組合による集金で、途中から口座振替で納付したのに、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、初めはA組合による集金で、途中から口座振替で納付したと主張しているが、同組合の担当者は、「これまで当組合が国民年金保険料を取り扱った事実は確認できなかった。」と証言しており、B区役所の国民年金担当者は、「国民年金保険料の集金業務を業界団体や地域組織に委託したことはない。」と回答している上、同区役所の「年度別納付状況リスト」に申立人夫妻の口座振替申出日が昭和58年10月と記載されていることから、申立期間の保険料を口座振替で納付したとは考え難く、その主張には齟齬がある。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年6月6日にB区において払い出されており、その時点では、申立期間のうち、49年7月から53年3月までの保険料については時効により納付することができない期間であり、同年4月から55年3月までの保険料については、過年度納付が可能であるものの、納付組織(業界団体等)及び口座振替では納付することができない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月から61年3月まで

申立期間について、20歳になった時、A県のB市役所から年金手帳と保険料の納付書が届いた。当時は働いていたので自分で毎月国民年金保険料を納付していたのに、記録が未納になっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和56年*月、B市役所から国民年金手帳と保険料の納付書が送付されたので、申立期間について毎月保険料を納付してきたと主張している。

しかしながら、B市役所の担当者は、「当時は20歳に到達した市民全員が国民年金の強制加入者とは限らなかったため、20歳到達者全員に職権適用により付番し、年金手帳と納付書を市役所から送付することは考え難い。あくまでも本人の申出による加入であったと思われる。」と回答しているところ、当時のB市の広報誌においても、成人後の国民年金の加入手続については市役所保険課か支所で行うようにとの記載が確認でき、20歳到達により自動的に加入手続が行われるとの記載は無い上、申立人には市役所及び支所での加入手続の覚えはなく、その主張に矛盾が認められる。

また、申立人は、年金手帳を母親に預けたと主張しているが、母親は、「娘から年金手帳を預かったことはなく、同居していたとはいえ、働いて収入を得ている娘に国民年金保険料を含めて、金銭のことで詮索するようなことはできなかった。」と証言しており、申立人の申立期間における保険料納付についての記憶が明確ではない。

さらに、申立人は、「申立期間に係る国民年金保険料をC組合、D組合又はB市役所E支所で毎月納付した。」と申述しているが、申立人が申立期間に係

る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらず、56回にわたって保険料を納付したにもかかわらず、納付記録が一度も残らないことは通常考え難いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 12 日から 36 年 10 月 21 日まで
② 昭和 36 年 10 月 24 日から 43 年 2 月 16 日まで

Aで会社に勤務していたが、両親から実家に戻るよういわれ、会社を退職した。記録上、厚生年金保険の期間が脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金を受給した覚えは無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、B社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約4か月後の昭和43年6月21日に支給決定されている上、同社に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、脱退手当金を受給した記憶が無いと主張しているが、事業所の退職手当金規定に基づき支給されたはずの退職手当金の受領について、申立人と同時期に退職した同僚の多くが退職手当金の受領について記憶している一方、申立人には退職手当金の受領についても記憶が無く、脱退手当金の受給だけでなく、退職に関する手続及び当時の状況についての申立人の記憶が明確ではない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。